平成２４年（フ）第３８８号
群馬県伊勢崎市市場町１丁目166番地２　サンプレイス102
債務者　梅澤真裕未（旧姓関）
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３８９号
群馬県前橋市文京町３丁目27番29号
債務者　窪田　安廣
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３９６号
群馬県前橋市富士見町石井1811番地21
債務者　谷　　藤美（旧姓中林）
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４０６号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1921番地４　町営住宅249号
債務者　中村　誠一
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１２７５号
京都府八幡市男山八望２番地―Ｃ12―305
債務者　杉山　雅典
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３６４号
京都市伏見区向島二ノ丸町68番地65
債務者　吉川　信幸
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４０２号
京都市南区唐橋高田町９番地
債務者　熊林　忠男
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１９号
京都市伏見区向島清水町47番地１　向島市営住宅11－４棟1011号
債務者　安見美紀代（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１号
京都市北区大北山鏡石町６番地の８
債務者　村瀬　健弘
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０１８号
堺市中区陶器北1257番地２、住民票上の住所　堺市中区大野芝町325番地１
債務者　松原　有里
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２７１号
堺市中区深阪2234番地　ルミエール深阪101号、前住所大阪府八尾市南本町７丁目３番22号
債務者　利川　　歩
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２９１号
大阪府松原市北新町５丁目47番地―205号
債務者　平岡　美穂（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３１０号
大阪府松原市上田３丁目８番20―401号
債務者　久保麻利絵
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３３６号
香川県高松市前田西町872番地11
債務者　五反田勝子（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第７６７号
熊本市中央区春竹町大字春竹506番地　江原団地204
債務者　西本かおる
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４９６号
大分県別府市大字鶴見3958番地の４　一上パークハイツ鶴見台Ａ101号
債務者　益田万里子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７９号
山形県鶴岡市日枝戊82番地
債務者　加藤希世子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
山形地方裁判所鶴岡支部